



平成22年10月7日

各位

会社名 ハリマ化成株式会社  
代表者名 代表取締役社長 長谷川 吉弘  
(コード番号：4410 東証第1部、大証第1部)  
問合せ先 常務取締役管理本部長 金城 照夫  
(TEL：06-6201-2461)

### 単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成22年10月7日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 単元株式数の変更について

##### (1) 変更の理由

投資しやすい環境を整え、投資家層の投資機会を拡大し、当社株式の流動性を高めるため。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を、1,000株から100株に変更する。

##### (3) 変更予定日

平成22年12月1日(水曜日)

#### 2. 定款の一部変更について

##### (1) 上記単元株式数の変更に伴うもの。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおり。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第7条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。  (新設)	第7条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。  <u>附 則 (単元株式数に関する経過措置)</u> <u>第1条</u> <u>第7条の変更は、平成22年12月1日をもってその効力を生じるものとし、効力発生日までは従前どおりとする。</u> <u>なお、本附則は、第7条の変更の効力発生後これを削除する。</u>

#### (ご参考)

平成22年12月1日をもって、東京証券取引所および大阪証券取引所における当社株式の売買単位も1,000株から100株に変更されることとなります。

以上